第５１回瑞穂町駅伝競走大会におけるキッチンカー事業者募集要項

１ 目的

瑞穂町（以下「町」という。）が開催する第５１回瑞穂町駅伝競走大会（以下「駅伝競走大会」という。）の来場者の利便性向上及び賑わい創出を目的として、イベント会場内において営業を行うキッチンカー事業者の募集を、本要項により行う。

２ 事業の位置づけ

公募による事業者募集のメリットや実施方法等の課題を検証・把握するための試験導入として実施する。

３ 場所

瑞穂町役場駐車場（東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎２３３５）

４ 実施日、時間帯等

（１）実施日

令和９年１月１７日（日）

（２）実施時間

午前７時３０分～午後１時(搬入・搬出を含む)

※ キッチンカーのイベント会場への乗り入れ(搬入)可能時間は午前７時３０分から午前８時までとする。搬入後準備が整い次第、営業を開始するものとする。また、午後１時までに搬出を完了するものとする。

※ 午前９時１５分から午前１１時４５分までは交通規制が行われるため、車両の移動は行わないこととする。

（３）料金

出店料：試験導入のため免除する。ただし、売り上げ状況等の情報提供に協力するものとする。

（４）許可用途及び制限

事業者の営業許可証の範囲内の飲食物の販売

ただし、飲み物についてはペットボトル及び缶での販売は不可とする。また、アルコールを含む飲み物の販売は不可とする。

賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したものは不可とする。生ものの提供は不可とする。

その他、町が販売禁止と判断したものは不可とする。

（５）実施形態（業態）

キッチンカー（フードトラック）とする。

（６）出店数

概ね４事業者とする。

５ 事業者に求める要件

（１）瑞穂町にて、営業を許可する公的機関の発行する有効な営業許可証を受けていること。
（２）食品衛生責任者を配置すること。
（３）食品賠償保険等に加入していること。
（４）地方自治法施行令第１６７条第４の１項各号に該当しないこと。
（５）民事再生法に基づく再生手続きの申し立てをしていないこと。（再生手続の開始の決定を受けた者を除く。）
（６）会社更生法に基づく更生手続きの申し立てをしていないこと。（更生手続の開始の決定を受けた者を除く。）
（７）瑞穂町暴力団排除条例第２条に掲げる暴力団が経営又は運営（実質的な経営又は運営を含む。）するものではないこと及び同条に掲げる暴力団員等が直接・間接を問わず経営又は運営に関与していないこと。
（８）申込業種について、申込日から過去１年以内に行政処分を受けていないこと。
（９）懲役または拘禁刑の刑に処せられ、その執行を終わっていない者でないこと。
（１０）拘禁刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者でないこと。
（１１）本募集要項の遵守事項等を十分に確認し、これに同意すること。

6 出店の申込み

申込みは、令和８年１１月１３日（金）午前８時３０分から１２月１１日（金）午後５時までを申込期間とし、その間に郵送、持参またはインターネットフォームにより受け付けるものとする。

（１）申込先

瑞穂町教育委員会教育部社会教育課スポーツ推進係
〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎２３３５番地
インターネットフォーム（ＬＯＧＯフォーム）：https://logoform.jp/form/BaNC/1893104
（二次元バーコード）

持参による受付は瑞穂町役場庁舎３階社会教育課窓口で平日の午前８時３０分から午後５時までとする。

出店希望者は、下記の（２）申込書類等に記載された書類を提出すること。

（２）申込書類等

出店申込書（別紙１）
営業許可証一式（写し）
食品衛生責任者証（写し）
食品賠償保険等証明書（写し）
自動車検査証及び自動車検査証記録事項（写し）
販売メニュー品目一覧及び商品写真画像
キッチンカー写真画像（キッチンカーの全体及び車両ナンバーがわかる写真）

販売予定メニュー申出書（別紙２）
誓約書（別紙３）

（３）出店事業者の決定

申込み書類等により、前述の５「事業者に求める要件」すべてに該当していることの確認ができた場合において、出店が決定した事業者に出店許可の通知を行う。

結果に対する異議申し立てをすることはできない。

（４）出店事業者の決定方法

① 申込事業者は別紙２に、出店時の予定メニューを記載する。

② 別紙２から、各店舗の予定メニューが被らないよう、厳正な審査を行い、出店事業者を決定する。

③ 出店事業者は、別紙２で提出した予定メニューにない商品をイベント当日に販売することは禁止する。

④ 落選した事業者にはメールで通知を行う。

7 決定の取り消し

（１）町は、事業者が関連法令に違反した場合、虚偽の報告をした場合及び公序良俗に反する行為を行った場合などは、出店の決定を取り消すことができるものとする。

（２）町は、事業者が本募集要項を遵守できていない場合又は不適当と判断した場合は、事業者と協議を行い、改善が認められない場合は出店を停止させ、決定を取り消すことができる。

8 出店内容の変更及び出店のキャンセル

（１）事業者の都合による出店内容の変更及びキャンセルをする場合は、出店日の３営業日前までに町担当者へ報告するものとする。

（２）出店を無断キャンセルした場合、以後の出店を認めない場合がある。

9 個人情報の取扱い等

町は、出店希望者及び事業者から得た個人情報について責任をもって管理し、出店希望者及び事業者の同意なしに第三者へ開示しないこととする。

事業者は、他の事業者等の商品、肖像及び来客者の肖像の無断撮影、並びに撮影物を複製またはインターネット上に無断アップロードするなどの行為をしてはならない。

１０ 遵守事項

（１）搬入・搬出は事業者各自の責任において行うこと。

（２）食品衛生責任者の修了証またはそれに準ずるもの及び営業許可証を、商品受け渡し場所等、よく見える場所に掲示すること。

（３）出店する全てのメニュー、アレルギー物質表示（義務、推奨２１品目）及び価格を分かりやすく掲示し、適正価格での販売に努め、市場価格を逸脱したものとしないこと。

（４）電力、調理用水、その他販売に関わるものは、事業者各自で用意すること。

（５）調理等に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。

（６）事業者自身でゴミ箱を設置し、飲食物等の提供に伴うゴミを回収・処分するとともに調理等で発生したゴミや排水と共に持ち帰り処分すること。
（７）営業終了後は、事業者は自己の備品等すべて持ち帰り、敷地内に備品を放置しないこと。
（８）通路等で客引き、宣伝を行わないこと。ただし、使用エリア内における声掛け、チラシ配付、強風等で転倒・飛散しないよう設置した看板の設置は認める。
（９）騒音等の迷惑行為は行わないこと。
（１０）出店に係る全ての事故や苦情は、事業者の責任とし、迅速に対応すること。
（１１）出店備品やキッチンカー等の破損、紛失等について、町は一切責任を負わず、事業者自身の責任によって対応すること。
（１２）事業者が保健所による立会検査等により改善指導を受けた場合、直ちに町担当者へ報告すること。
（１３）貸付場所の現状を変更しないこと。
（１４）事業者は、販促・広報活動を行う際、町の名称（町章等含む。）を無断で使用してはならない。
（１５）出店する権利を第三者に譲渡又は転借しないこと。
（１６）出店に関する各種関係諸法令違反等、町の信用を害する行為を行わないこと。
（１７）町及び町が指定する者が、出店当日の状況を町の広報を目的として、出店当日に販売された商品、事業者の肖像を含む出店風景を写真または映像で撮影し、町ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、パンフレット等の印刷物に期間及び場所を限定せず利用し、かつ事業者に対する対価の支払を要しないことに同意し、著作権、著作者人格権、肖像権その他の権利を行使しないこと。
（１８）町職員の指示がある場合はそれに従うこと。

１１ 本要項の変更

町は、自らが必要と認めたときに、出店希望者及び事業者の一般の利益に適合する場合または本要項の範囲内で変更の必要性、変更後の内容の相当性に照らして合理的な内容に限り、いつでも本要項を変更することができる。この場合、町は変更後の本要項の内容及び変更の時期を町ホームページ上で通知し、当該変更内容の通知後、出店申込み、事業者がキッチンカー等の出店を行った場合には、本要項の変更に同意したものとみなす。